

公立病院改革プラン(国民健康保険上矢作病院)

団 体 名		岐阜県恵那市					
プ ラ ン の 名 称		国民健康保険上矢作病院経営プラン					
策 定 日		平成	21年	2月	25日	(平成22年12月改定)	
対 象 期 間		平成	21年度	～	平成	25年度	
病 院 の 現 状	病 院 名	国民健康保険上矢作病院					
	所 在 地	岐阜県恵那市上矢作町3111番地2					
	病 床 数	一般病床34床・療養病床22床 総病床数56床					
	診 療 科 目	内科・呼吸器内科・消化器内科・小児科・外科・消化器外科・呼吸器外科・肛門外科・整形外科・リハビリテーション科・麻酔科・放射線科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙3のとおり		<p>恵那市南部地域を中心に隣接する長野・愛知両県の一般医療及び救急医療の拠点病院として、山間へき地の地域医療を担う。 また、東濃東部の基幹病院である中津川市民病院との連携を保ち、救急医療体制を整える。 過疎地域として高齢化が進む中、保健衛生・医療・福祉の包括医療の充実に向け努めている。</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準)		<p>○病院の建設改良に要する経費：企業債利息及び元金償還金の2/3 ○へき地医療の確保に要する経費：計画事業に係る人件費相当額及び物件費相当額 ○不採算地区病院の運営に要する経費：不採算地区病院の運営に要する経費(特別交付税算定相当額) ○リハビリテーション医療に要する経費：患者1人あたりの割高経費及び物件費相当額 ○救急医療の確保に要する経費：空床確保による収入減及び人件費相当額 ○保健衛生行政事務に要する経費：集団検診、医療相談等に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額 ○医師及び看護師等の研究研修に要する経費：研究研修に要する経費の1/2 ○病院事業の経営研修に要する経費：経営研修に要する経費の1/2 ○病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費：共済追加費用の負担に要する経費 ○公立病院改革プランに要する経費：改革プランの実施状況の点検、評価及び公表に要する経費 ○医師確保対策に要する経費：医師確保対策に要する経費 ○地方公営企業職員に係る児童手当及び子ども手当に要する経費：地方公営企業職員に係る児童手当及び子ども手当のうち、3歳から小学校就学前の児童を対象とする特例給付に要する額 ○病院の建設改良に要する経費：建設改良費の1/2(資本的収支の不足額の1/2)</p>					
経 営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	20年度実績	21年度実績	22年度	23年度	24年度	備考
	経常収支比率	101.2%	101.8%	100.4%	100.6%	100.4%	
	医業収支比率	96.4%	94.5%	91.6%	88.2%	88.2%	
	職員給与費比率	62.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	病床利用率	94.4%	91.2%	96.4%	96.2%	96.2%	
	・一般病床	99.2%	97.7%	97.1%	96.8%	96.8%	
	・療養病床	87.0%	81.3%	95.5%	95.2%	95.2%	
上記目標数値設定の考え方		(経常黒字化の目標年度： 年度)					

				団体名 (病院名)	岐阜県恵那市 (国民健康保険上矢作病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)	20年度実績	21年度実績	22年度	23年度	24年度	備考	
	年延入院患者数	19,305	18,651	19,710	19,710		
	年延外来患者数	33,034	31,976	34,263	34,404		
	救急・時間外患者数	1,950	2,005	1,955	1,930		
	救急車搬送件数	268	248	268	263		
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期						
	民間的経営手法の導入	○平成18年度より医事課業務を民間に委託 ○平成15年度より給食業務を民間に委託					
	事業規模・形態の見直し	○平成15年4月に一般病床(60床)から一般病床(34床)療養病床(22床)に転換 ※4床削減					
	経費削減・抑制対策	○職員の経費削減意識の徹底					
	収入増加・確保対策	○地域住民の健康管理(健康診断等) ○辺地への病院バス運行(平成21年度より)					
その他	○医師・看護師・技術職員の専門性や知識の向上を図るため、研修の充実 (平成20年度から)						
各年度の収支計画		別紙4のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	91.6%	18年度	89.1%	19年度	93.9%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	○現状病床稼働率は90%前後を推移しており現状維持を目指す。					

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	国民健康保険上矢作病院が所在する恵那市内には、市立恵那病院(199床)があり、二次医療圏中、東濃東部で開設されている公立病院等は、中津川市に中津川市民病院(360床)と国民健康保険坂下病院(199床)があります。東濃西部では、瑞浪市に東濃厚生病院(270床)、土岐市には土岐市立総合病院(350床)、多治見市には岐阜県立多治見病院(627床)と多治見市民病院(185床)が開設されています。		
	都道府県医療計画等における今後の方向性			
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期>	<内容> ・未検討	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所にて☑を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所にて☑を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度
		<input type="checkbox"/> 民間譲渡	<input type="checkbox"/> 診療所化	<input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	毎年度の病院事業実績と併せて改革プランの推移等との点検・検証を行う。		
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	毎年度12月末までに公表する。		
その他特記事項				

(別紙)

団体名 (病院名)	岐阜県恵那市 (国民健康保険上矢作病院)
--------------	-------------------------

## 1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:千円、%)

区分		年度									
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	21年度(実績)	22年度	23年度	24年度	25年度	
収	1. 医業収益 a	860,432	919,361	939,991	932,481	931,239	889,424	878,922	887,275	895,712	
	(1) 料 金 収 入	782,129	831,938	855,319	833,849	835,527	798,595	782,208	790,030	797,930	
	(2) そ の 他	78,303	87,423	84,672	98,632	95,712	90,829	96,714	97,245	97,782	
	うち他会計負担金	20,169	27,015	28,588	39,397	39,397	42,844	43,566	43,566	43,566	
	2. 医業外収益	49,674	86,861	88,904	115,577	117,199	153,626	164,024	163,054	163,312	
	(1) 他会計負担金・補助金	26,439	62,744	63,186	90,433	90,433	126,581	133,534	132,269	132,229	
入	(2) 国(県)補助金	1,359	1,356	954	0	960	950	950	950	950	
	(3) そ の 他	21,876	22,761	24,764	25,144	25,806	26,095	29,540	29,835	30,133	
	経常収益(A)	910,106	1,006,222	1,028,895	1,048,058	1,048,438	1,043,050	1,042,946	1,050,329	1,059,024	
	支	1. 医業費用 b	894,454	947,769	974,688	995,269	985,676	971,070	996,614	1,006,180	1,012,216
		(1) 職員給与費 c	509,683	558,870	582,364	588,474	574,337	579,149	590,985	596,137	600,438
		(2) 材 料 費	231,776	230,831	235,472	243,669	247,078	243,525	244,970	246,195	247,426
(3) 経 費		95,902	95,235	99,600	100,218	103,024	107,017	123,357	123,974	124,594	
(4) 減価償却費		52,465	60,127	55,170	48,125	48,154	38,533	34,437	36,970	36,831	
(5) そ の 他		4,628	2,706	2,082	14,783	13,083	2,846	2,865	2,904	2,927	
出	2. 医業外費用	42,148	45,740	42,246	43,460	44,650	67,625	39,623	39,550	39,494	
	(1) 支払利息	2,745	4,120	3,822	3,630	3,628	3,430	3,133	2,878	2,639	
	(2) そ の 他	39,403	41,620	38,424	39,830	41,022	64,195	36,490	36,672	36,855	
	経常費用(B)	936,602	993,509	1,016,934	1,038,729	1,030,326	1,038,695	1,036,237	1,045,730	1,051,710	
	経常損益(A)-(B)(C)	△ 26,496	12,713	11,961	9,329	18,112	4,355	6,709	4,599	7,314	
	特別損益	1. 特別利益(D)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 特別損失(E)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特別損益(D)-(E)(F)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
純 損 益 (C)+(F)	△ 26,496	12,713	11,961	9,329	18,112	4,355	6,709	4,599	7,314		
累 積 欠 損 金 (G)	△ 323,401	△ 310,689	△ 298,728	△ 283,783	△ 280,616	△ 276,261	△ 269,552	△ 264,953	△ 257,639		
不良債務	流動資産(ア)	404,199	479,415	548,182	594,766	620,088	622,294	656,975	683,207	714,837	
	流動負債(イ)	61,900	74,392	74,690	78,123	77,079	73,788	74,425	75,343	76,258	
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(エ)										
	差引不良債務 {(イ)-(エ)}-[(ア)-(ウ)](オ)	△ 342,299	△ 405,023	△ 473,492	△ 516,643	△ 543,009	△ 548,506	△ 582,550	△ 607,864	△ 638,579	
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	97.17%	101.28%	101.18%	100.90%	101.76%	100.42%	100.65%	100.44%	100.70%		
不良債務比率 $\frac{(オ)}{(ア)} \times 100$	-39.78%	-44.05%	-50.37%	-55.41%	-58.31%	-61.67%	-66.28%	-68.51%	-71.29%		
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	96.20%	97.00%	96.44%	93.69%	94.48%	91.59%	88.19%	88.18%	88.49%		
職員給与費対医業収益比率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	59.24%	60.79%	61.95%	63.11%	61.67%	65.12%	67.24%	67.19%	67.03%		
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額(H)											
資金不足比率 $\frac{(H)}{(a)} \times 100$											
病 床 利 用 率	89.1%	93.9%	94.4%	96.4%	91.2%	96.4%	96.2%	96.4%	96.4%		

## 2. 収支計画(資本的収支)

(単位:千円、%)

年度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	21年度(実績)	22年度	23年度	24年度	25年度
収 入	1. 企 業 債	124,000	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他 会 計 出 資 金	37,794	26,206	23,531	16,270	16,280	20,459	14,400	16,165	16,205
	3. 他 会 計 負 担 金	3,152	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国 ( 県 ) 補 助 金	35,284	2,614	0	31,658	31,535	2,100	0	2,625	2,625
	7. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収入計 (a)	200,230	28,820	23,531	47,928	47,815	22,559	14,400	18,790	18,830
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)									
	前年度許可債で当年度借入分 (c)									
純計(a)-[(b)+(c)] (A)	200,230	28,820	23,531	47,928	47,815	22,559	14,400	18,790	18,830	
支 出	1. 建 設 改 良 費	193,293	13,247	6,488	38,893	38,680	13,360	6,370	15,130	14,891
	2. 企 業 債 償 還 金	36,055	31,335	31,547	19,440	19,438	22,244	16,827	14,870	15,109
	3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出計 (B)	229,348	44,582	38,035	58,333	58,118	35,604	23,197	30,000	30,000	
差引不足額 (B)-(A) (C)	29,118	15,762	14,504	10,405	10,303	13,045	8,797	11,210	11,170	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	29,118	15,762	14,504	10,405	10,303	13,045	8,797	11,210	11,170
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額									
	3. 繰 越 工 事 資 金									
	4. そ の 他									
計 (D)	29,118	15,762	14,504	10,405	10,303	13,045	8,797	11,210	11,170	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
実質財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

## 3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	21年度(実績)	22年度	23年度	24年度	25年度
収 益 的 収 支	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	46,608	89,759	91,774	129,830	129,830	169,425	177,100	175,835	175,795
資 本 的 収 支	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	37,794	26,206	23,531	16,270	16,280	20,459	14,400	16,165	16,205
合 計	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	84,402	115,965	115,305	146,100	146,110	189,884	191,500	192,000	192,000

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。